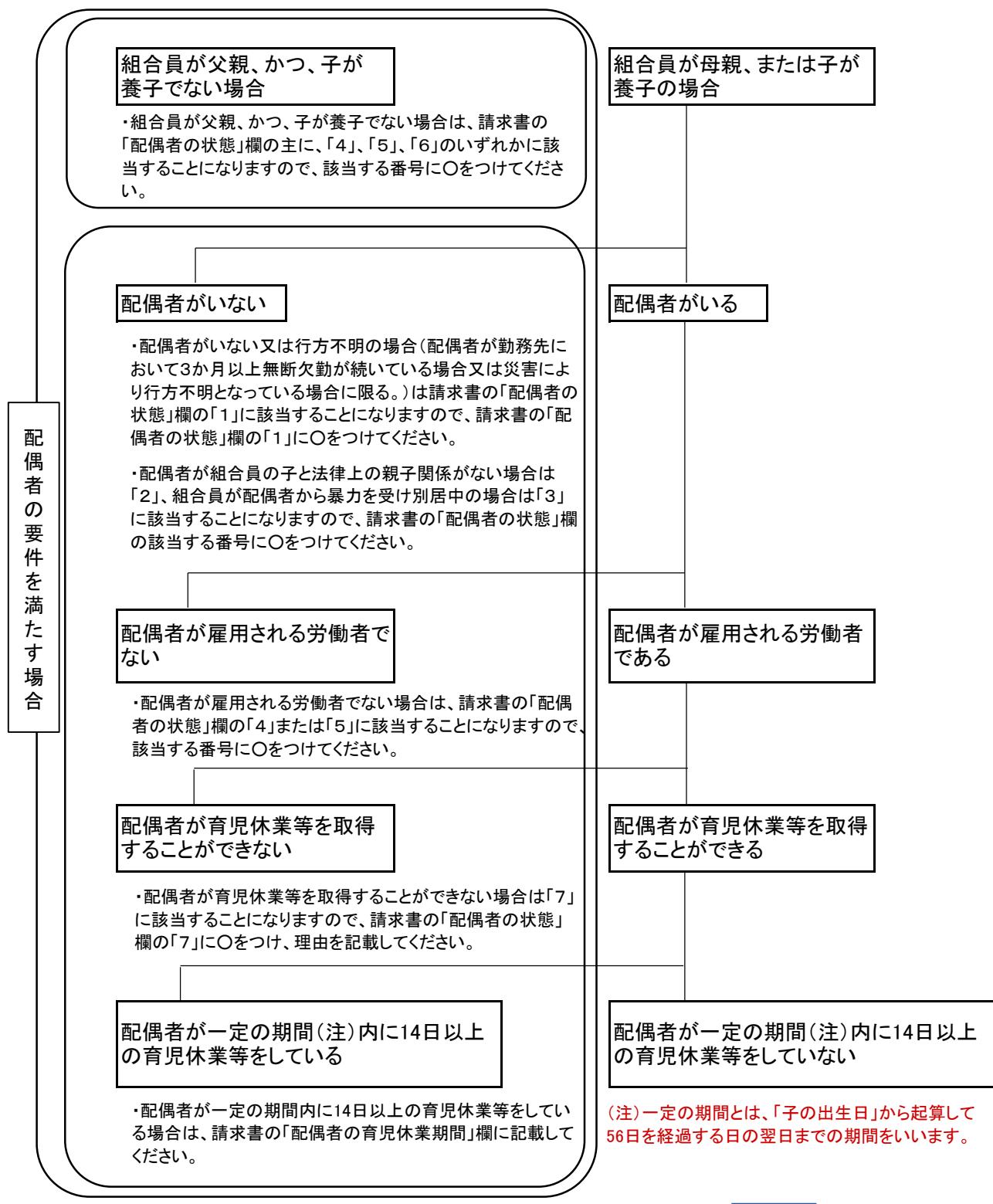


●育児休業支援手当金の支給要件の基本フローチャート

育児休業支援手当金の支給を受けるには、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得している必要があります、かつ、以下「配偶者の要件を満たす場合」に該当する必要があります。



配偶者の要件を満たす場合は、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得していれば、育児休業支援手当金の支給要件を満たすこととなります。

組合員は、育児休業支援手当金の支給要件を満たしません。

※配偶者の要件を満たす場合には、別添の『270支援参考②●育児休業支援手当金請求に係る主な添付書類』の添付書類を必ず提出してください。